

御前崎ケーブルテレビ施設管理運営に関する調査特別委員会設置 に関する決議

次のとおり、御前崎ケーブルテレビ施設管理運営に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 御前崎ケーブルテレビ施設管理運営に関する調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び御前崎市議会委員会条例第5条
- 3 目 的 御前崎ケーブルテレビ施設管理運営に関する調査を行う。
- 4 定 員 8名以下
- 5 繙 続 審 査 委員会は議会の閉会中も調査終了まで調査を行うことができるものとする。
- 6 調 査 期 間 上記事件の調査が終了するまでとする。